

**阪神・淡路大震災 25 年**  
震災を風化させない-「忘れない」、「伝える」、「活かす」、「備える」

# 皆さんの“記念事業”を募集します！

このたび、ひょうご安全の日推進県民会議（会長：兵庫県知事）では、阪神・淡路大震災 25 年の機運醸成がより一層図られるよう、阪神・淡路大震災 25 年記念事業として実施いただける事業を広く募集することといたしました。

皆さんが実施する事業の情報を、ぜひ、ひょうご安全の日推進県民会議へお知らせください。



## 【対象事業】

次のいずれの条件にも該当する事業とします。

- ① 「震災を風化させない-『忘れない』『伝える』『活かす』『備える』」の基本コンセプトに合致する事業
- ② 震災の風化を防ぐとともに、震災の経験と教訓を広く社会に発信し、次の大災害への備えや対策の充実を図るための事業
- ③ 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、兵庫県内で実施される事業
- ④ 政治活動、宗教活動等にかかわりがない事業
- ⑤ 暴力行為又は迷惑行為を伴わない事業

※ 上記のいずれの条件にも該当する事業であっても、ひょうご安全の日推進県民会議会長が適当でないとは判断する場合があります。

## 【応募方法】

裏面の応募用紙に必要事項をご記入のうえ、原則として事業を実施する日の 2 週間前までに、郵送、電子メール又は FAX のいずれかの方法により、下記あてお送りください。（用紙の電子データはひょうご安全の日公式サイト <http://19950117hyogo.jp/other> に掲載しています。）

## 応募いただくこと・・・

ひょうご安全の日推進県民会議や兵庫県で、ホームページへの掲載等により広報いたします。

※ 事業を実施される際は、事業の広報物や当日配布資料・看板等に、①「阪神・淡路大震災 25 年」又は「阪神・淡路大震災 25 年記念事業」のいずれかの冠名及び②記念事業ロゴマークを掲載いただきますようお願いいたします。

## ＜お問い合わせ・応募先＞

ひょうご安全の日推進県民会議事務局（兵庫県復興支援課内）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1

電話：078-362-4902 FAX：078-362-4459 E-mail：fukkoushien@pref.hyogo.lg.jp

### ひょうご安全の日推進県民会議とは

「ひょうご安全の日を定める条例」の趣旨を踏まえ、阪神・淡路大震災の経験と教訓を忘れることなく、今後、安全で安心な社会づくりを推進する取組を広く県民の参画のもとに実施していくことを目的として、県民、民間団体、事業者、関係行政機関及び県等で構成する推進県民会議を、平成 17 年 7 月 28 日に設立しました。（構成員：131 団体・個人）

令和 年 月 日

ひょうご安全の日推進県民会議会長 様

届出者	所在地	〒 _____
	団体名	
	代表者名	

## 阪神・淡路大震災 25 年記念事業の実施について

阪神・淡路大震災 25 年記念事業として下記の事業を実施します。

事業名			
実施日時	年 月 日 ( ) 時 分 ~ 年 月 日 ( ) 時 分 まで		
実施場所	施設名		
	所在地		
実施内容	※事業の実施内容を具体的に記入してください。		
参加者	参加対象		定員 _____ 人
	参加費	無料 ・ 有料 ( _____ 円)	
広報開始希望時期	年 月 日 ※広報開始日の指定があれば記入してください。		
その他	※その他公表すべき事項があれば記入してください。		
合致するコンセプトの区分	「忘れない」 ・ 「伝える」 ・ 「活かす」 ・ 「備える」 ※いずれかに○		
主催者・連絡先 ※必ずご記入ください	主催者名		
	電話番号		F A X _____
	メールアドレス		
	事業情報を掲載しているホームページ等		

※原則として、事業を実施する日の2週間前までにお送りください。

※事業の概要がわかる既存資料、チラシ等があれば添付してください。

※太枠内には、ホームページ等で公表しても良い内容を記載してください。

※対象となるのは、下記のいずれにも該当する事業です。

- ① 「震災を風化させない『忘れない』『伝える』『活かす』『備える』」の基本コンセプトに合致するものであること
- ② 震災の風化を防ぐとともに、震災の経験と教訓を広く社会に発信し、次の大災害への備えや対策の充実を図るための事業であること
- ③ 平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に、兵庫県内で実施される事業であること
- ④ 政治活動、宗教活動等にかかわりがない事業であること
- ⑤ 暴力行為又は迷惑行為を伴わない事業であること

※ 上記のいずれの条件にも該当する事業であっても、ひょうご安全の日推進県民会議会長が適当でないと判断する場合があります。